移動町民プール新型コロナウイルス感染症対策事項

【プール施設の安全性の高い環境を堅持】

　プールの水質は、厳重な衛生管理によって、徹底管理を行います。厚生労働省「遊泳プールの衛生基準について」や文部科学省「学校環境衛生基準」は、それぞれ消毒について基準を定めており（遊離残留塩素濃度は0.4㎎/L以上）、プールでの感染（アデノウイルスやエンテロウイルス）を防止しております。

【プール施設の感染予防対策】

　〇一人あたり約６㎡（２．５ｍ×２．５ｍ）とれるよう、制限人数を５０人とします。

　〇入退場時の手指の消毒用に備え付けのアルコール消毒液を設置します。

　〇来館者に対して分かりやすいように入口（受付）や施設内に感染予防対策の注意書きの掲示や必要に応じて、職員による体調確認の声掛け等を行います。

　〇施設内や更衣室等は、広さに応じて入場者の人数制限を考慮します。

　〇入場から退場までの混雑と解消するため、更衣室等の使用入退場の時間に間隔を空けます。

　〇受付には、ビニールカーテン等のパーテーションを必要に応じて設置し、飛沫感染予防を行います。

　〇更衣室は、密を避けるために入室人数の制限や時間差で更衣を行い、換気扇を稼働し、換気を十分に行います。

　　合わせて、定期的にアルコール除菌作業を行います。

【プール施設利用者への感染予防のお願い】

　■利用者及び同伴者の体調確認のお願い

　〇感染予防のため以下の点を厳守し、次の症状がある方など、該当する場合は、利用をお断りします。

　　・体調不良の症状がないこと。（発熱・くしゃみ・倦怠感・頭痛等の症状がない）

　　・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

　　・その他、新型コロナウイルス感染の可能性がある方

　　・過去１４日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている

国、地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方

　　・海外渡航歴がある方及び同居されている方は、２週間以上の経過観察にご協力

お願いします。

　■施設利用時の感染予防のお願い

　〇受付時に配布する「移動町民プール新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリ

スト」に必要事項を記入し、当日受付に提出してください。

　〇利用者は事前登録者のみとしますが、当日制限人数に満たない場合は、利用可能と

します。

〇当日の検温実施に協力してください。

〇備え付けのアルコール消毒液で手指の消毒を行ってください。

〇施設全体、プール内、プールサイドでは、人と人との距離を十分に確保し、密を避

け、近距離での会話は控えるように努めてください。

〇遊泳時以外はできるだけマスクの着用など飛沫防止に努めてください。

　　特に更衣室等屋内では、必ずマスクを着用してください。

　〇熱中症対策のため、屋外において、他の利用者との距離が確保でき、会話を最小限とする場合は、マスクの着用を求めません。ご自身の体調を考慮し、対応してください。

　〇自宅で着替えを済ませ、更衣室の滞在時間をなるべく短縮してください。

〇準備体操は、プールサイドにて行い、間隔を広くとってください。

　〇遊泳後は、シャワーをしっかり浴び全身をくまなく洗ってください。

　〇トイレは蓋をして汚物を流してください。

　〇ゴミは必ず持ち帰ってください。

　〇感染症対策事項を遵守し、指示に従ってください。

　〇利用終了後は、速やかに退場してください。

【スタッフにおける感染予防対策の徹底】

　〇自宅・業務開始前の体温の測定と記録をします。

　〇手洗い、うがい、消毒、マスクの着用、生活リズムを崩さず規則正しい生活を奨励

します。

　〇休憩は人数を減らし、対面での食事や会話は控えます。共用する物品は定期的に消

　　毒します。

　〇職員はプールへの入水以外の業務を行う際には必ずマスクを着用します。

　〇トイレの使用後は手洗い、手指の消毒を行います。

　〇人と人との距離を十分確保し密にならないよう注意します。

また、大声や接触などは控えるよう促します。

　〇机やドアノブ、更衣室など、利用者のよく触れる箇所の消毒を定期的に行います。

　〇午前、午後の入替時に、プールの塩素濃度を確認し、衛生基準を満たしていること

をチェックします。

　〇鼻水や唾液がついたゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、ビニール袋に密閉

します。回収後は、消毒液等で手指消毒を行います。

　〇プール休憩時間中に、感染症対策について、周知連絡します。